



令和8年8月7日（金） 第10420号

目次

ページ

規則

- 群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（蚕糸特産課） 2

告示

- 保安林予定森林（森林保全課） 3
○河川整備計画の変更（河川課） 3

公告

- 第55回（令和8年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課） 3
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課） 4
○開発工事の完了（建築課） 5

落札

- 落札者等の決定（警察本部会計課） 5

■ 規 則

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月七日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十八号

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年8月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大日向字屋敷添267、277、字滝ノ沢282、大字羽沢字狭岩778の2、778の3、778の9、乙785、字佛岩786、甲787、787の2、788、792、808の2
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第182号

利根川水系利根川中流圏域河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第6項の規定により、告示する。

その相関図書は、群馬県県土整備部河川課、群馬県前橋土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県高崎土木事務所及び群馬県太田土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

令和8年8月7日

群馬県知事 山 本 一 太

■ 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第55回（令和8年度）採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和8年8月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和8年10月9日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 インターネットによる受験手続等（電子申請）
 - (1) 受験手続 以下のURLからアクセスして申し込むこと。
申込ページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/767814.html>
 - (2) 申込受付期間 令和8年9月1日（火）午前0時から同月18日（金）午後5時15分まで
 - (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をクレジットカード又はQRコード決済（PayPay）を利用して支払うこと。
- 8 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書（自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に85円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6か月以内に正面から脱帽して上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和8年9月8日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受付期間 令和8年9月1日（火）から同月18日（金）まで
 - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和8年9月18日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和8年10月30日（金）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、みどり都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、

次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和8年8月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 みどり都市計画道路 3・5・13号 渡良瀬幹線道路
- 2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 みどり市笠懸町鹿及び西鹿田並びにみどり市大間々町大間々及び桐原並びに桐生市新里町新川
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、新里支所地域振興整備課及びみどり市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和8年8月7日から同月21日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年8月7日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1246-3、1246-5	邑楽郡大泉町大字古海2039番地 グリーンデイズ203号 原口健

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年8月7日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算機等賃借（G P-WAN端末、警察署サーバ等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年7月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 落札金額 696,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年6月16日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
